



第一十三条 外航貨物利用運送契約に基づく陸揚港までの運賃の全額は、当該運賃が前払又は後払であることを問わず、運送品が受けとられたときに完全に取得されたものとみなし、また、運送品に係る諸料金は、発生次第、外航貨物利用運送事業者に支払わなければならぬ。

2 前項の運賃及び料金について外航貨物利用運送事業者は、その支払を受けたと否とを問わず、その請求権を有するものとし、いかなる状況の下においても、運送品を運送する船舶又は運送品が滅失したと否とを問わず、航海又は外航利用運送の変更、中止、不達成又は放棄があつた場合であつても、これらに連済及び料金を收受し、留保される権利を有する。荷主は、運賃及び料金を控除、反対請求又は相殺するところなく、現金で支払わなければならない。

3 荷主は、荷造りの不完全又は免責危険によつて生じた荷造りの修理、袋詰め、手直し又は詰替えによる諸費用及び消毒、保全、管理、占有の回復その他の運送品の利益のために行う措置によつて発生した諸費用について支払責任を負う。

4 運賃額、運送品の重量又は運送品を運送する船舶のトン数等を基礎として賦課されたすべての公租、公課及び税金は、荷主の負担とする。

5 荷主は、税関の規則に違反したこと、運送品の輸出入が禁止され、拒否され若しくは不許可となり、又は原因の如何を問わず、船積みに遅延したことにより、外航貨物利用運送事業者が被る運送品について生ずるすべての罰金及び損失について責任を負うものとする。

## (運賃着扱)

第一十四条 運賃着扱により運送品が外航利用運送された場合であつても、荷受人が運賃、料金その他の費用の支払に応じないときは、外航貨物利用運送事業者の請求に基づいて、荷送人がこれを支払うものとし、運賃、料金その他の費用が正当に支払われなければ当該運送品を引き渡さないものとする。

## (第五章 責任)

### (責任)

第一十五条 外航貨物利用運送事業者は、自己又は外航利用運送のため使用する者が運送品の受取、船積み、積付け、運送、保管、荷揚げ及び引渡しについて注意を全くしたことを証明するのでなければ、運送品の滅失、損傷又は延着について責任を負う。

2 前項の規定にかかわらず、外航貨物利用運送事業者は、次の各号に掲げる事由が生じたこと及び当該滅失又は損傷が当該事由により通常生じるべきものであることを外航貨物利用運送事業者が証明したときは、前項の責任を免れる。ただし、前項の注意が全くされたなら滅失又は損傷が生じなかつたにもかかわらず、その注意が全くされなかつたとの証明があつたときは、この限りではない。

一 海上その他可航水域に特有の危険  
二 天災  
三 戦争、暴動又は内乱  
四 海賊行為その他これに準ずる行為  
五 四裁判上の差押、検疫上の制限その他公権力による処分  
六 荷送人若しくは運送品の所有者又はその使用する者の行為  
七 同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他の争議行為  
八 海上における人命若しくは財産の救助行為又はそのためにする離路  
九 運送品の特殊な性質又は隠れた欠陥  
十 運送品の荷造り又は記号の表示の不完全  
十一 起重機その他これに準ずる施設の隠れた欠陥

### (責任の制限)

#### (抗弁)

第一十六条 運送品に関する外航貨物利用運送事業者の責任は、一包又は一単位につき、一計算単位の六百六十枚又は七倍の金額又は滅失、損傷若しくは延着に係る運送品の総重量について一キログラムにつき一計算単位の二倍を乗じて得た金額のうち、いすれか多い金額を限度とする。ただし、運送品受取前にこの金額より高額の運送品の価額が荷送人により書面で通告され、それが運送品の種類とともに、船荷証券に記載され、かつ、従価料金が支払われている場合には、この限りではない。

2 前項の一計算単位は、外航貨物利用運送事業者が運送品に関する損害を賠償する日において公表されている最終のものとする。  
3 一包又は一単位当たりの運送品の実価額が通告価額を上回る場合でも、通告価額が価額とみなれ、外航貨物利用運送事業者の責任は、通告価額を超えない。

4 通告価額が実価額を著しく超える場合には、外航貨物利用運送事業者は、賠償責任を負わない。  
5 運送品の一部滅失又は損傷の場合は、荷揚げされるべき地及び時における運送品の市場価格(取引所の相場のある物品については、その相場)によつて定める。  
6 通告価額が実価額を著しく超える場合には、外航貨物利用運送事業者がこの約款のもとで行使できる抗弁及び責任制限を援用できるものとする。  
7 通告用具に詰められたものとして船荷証券上に運送品の数量として表示されている包又は単位の数は、本条の適用上、包又は単位の数とみなされる。ただし、船荷証券上にそのような表示がない場合には、運送用具の数が包又は単位の数と解される。

### (損害賠償の額及び責任の制限の特例)

#### (使用者、代理人及びその他の者の責任)

第一十七条 この約款に定める抗弁及び責任制限は、訴訟が契約上又は不法行為のいずれに基づいてなされたものであるても適用される。かかる訴訟に適用される。

#### (抗弁)

第一十八条 この約款によつて証される外航貨物利用運送契約の履行のために外航貨物利用運送事業者が使用者、代理人またはすべての下請人若しくは独立請負人を含むその他の者に対して、運送品の滅失、損傷又は延着について訴訟が提起された場合には、これらの使用者、代理人又はその他の者は、外航貨物利用運送事業者がこの約款のものとで行使できる抗弁及び責任制限を援用できるものとする。

2 通告価額が実価額を著しく超える場合には、外航貨物利用運送事業者がこの約款の規定期限を超過する。ただし、市場価格がないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によつて定める。いかなる場合にも、外航貨物利用運送事業者が期待利益の喪失又は間接損害については、責任を負わない。

3 コンテナ、パレットその他これらと類似の運送用具が、運送品を統合するために使用された場合は、運送用具に詰められたものとして船荷証券上に運送品の数量として表示されている包又は単位の数は、本条の適用上、包又は単位の数とみなされる。ただし、船荷証券上にそのような表示がない場合には、運送用具の数が包又は単位の数と解される。

### (損害の通知と出訴期間)

第一十九条 運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、陸揚港における運送品の引渡しの際(滅失又は損傷が直ちに発見することができないものである場合にあっては、引渡後三日以内)に、その滅失又は損傷の概況につき書面による通知がなされるのでなければ、運送品は、滅失又は損傷がなく引き渡されたものと推定される。

2 外航貨物利用運送事業者は、運送品の引渡し後又は引き渡すべきであった日から一年以内に訴訟が提起されないときには、この約款の下でのすべての責任を免れる。

3 前項の期間は、運送品に関する損害が発生した後に限り、合意により、延長することができる。

## (第六章 荷主の責任)

### (荷主が詰めたコンテナ)

第三十条 外航貨物利用運送事業者が受け取つた運送品が、荷主によつてその中身が詰められてコンテナである場合には、コンテナの中身の状態及び明細について、外航貨物利用運送事業者は一切責任を負わない。

2 荷主は、コンテナの中身の積付け並びにその閉扉及び封印が確実で適切であること並びにコンテナ及びその中身がこの約款の条項に従つた取扱及び運送に適していることを担保するものとする。荷主に担保違反があつた場合には、外航貨物利用運送事業者は、当該違反から生じる運送品の滅失又は損傷に対して責任を負わぬ。

### (運送品の検査)

第三十一条 外航貨物利用運送事業者は、必要があるときには、なんら義務を負うことなく、いつでもコンテナを開扉し、中身を検査する権利を有し、それにより生じた一切の費用は、荷主が負担するものとする。

第三十二条 荷主は、自己、その代理人又は自己のために使用する内陸運送人の占有下又は管理下において外航貨物利用運送事業者が荷主のために提供又は手配したコンテナその他の機器の滅失又は損傷について、外航貨物利用運送事業者が荷主が使用する内陸運送人の取扱中又は占有下に発生した外航貨物利用運送事業者が荷主のためには運送品についての違法、不正確若しくは不十分な記号、番号若しくは宛先の記載のために課せられた開税、税金、罰課金、費用等を負担し、かつ、外航貨物利用運送事業者が被つた損失を補償しなければならない。

### (運送品に関する規則)

第三十三条 荷主は、自己、その代理人又は自己のために使用する内陸運送人の占有下又は管理下において外航貨物利用運送事業者が荷主のためには運送品についての違法、不正確若しくは不十分な記号、番号若しくは宛先の記載のために課せられた開税、税金、罰課金、費用等を負担し、かつ、外航貨物利用運送事業者が被つた損失を補償しなければならない。

2 若しくは管理下において外航貨物利用運送事業者のコンテナ又はその中身により惹起された第三者の財物の滅失若しくは損傷又は第三者の傷害に対する責任を負わず、これらについて荷主は、外航貨物利用運送事業者に補償し、その損害を負担するものとする。また、荷主は、前項のコンテナその他の機器をその所有者又は管理者に期日に遅れることなく、正常かつ汚損または塵芥のない状態で返却する責任を有し、これを怠つたことにより外航貨物利用運送事業者が被つた費用を補償しなければならない。

## (第七章 その他)

### (共同海損)

第三十四条 荷主は、海上での国際貨物の運送中又はこれに関して、共同海損が宣言されることがあることを認め、そのような場合には、共同海損の精算のために、一千九百九十年に修正された千九百七十四年ヨーク・アントワープ規則に従い決定される国際貨物から支払われる分担金を提出することを約する。

### (双方過失衝突約款及びニュージェイソン約款)

第三十五条 船舶運航事業者又は船主によって当該運送品のために発行された船荷証券に規定された双方過失衝突約款及びニュージェイソン約款は、外航貨物利用運送事業者がこれを援用することができるものとし、これらの条項はこの約款に採取されその一部を構成するものとみなす。

### (保険)

第三十六条 外航貨物利用運送事業者は、運送品の滅失、損傷、火災、盜難その他の危険について荷主が過失衝突約款及びニュージェイソン約款は、外航貨物利用運送事業者がこれを援用するものとみなす。

2 保険金額及び付保されるべき危険を明示して、書面により付保の指図をした場合のみ、荷主の費用と危険の負担において、外航貨物利用運送事業者が選択する保険会社との間に保険契約を締結する。

【第二種利用運送事業・外航】

利用運送事業の種別	第二種貨物利用運送事業者	
利用運送機関の種類	外航海運	
利用運送の区域 又は区間	国内	海外
	東京港	東アジア・東南アジア
	横浜港	
	名古屋港	
	大阪港	
	神戸港	
	その他地方港	
貨物の集配の拠点	営業所名	住所
	本社 海外事業部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目5番 16号
	大阪支店	大阪府大阪市西淀川区中島二丁目5番 100号
	浦安物流センター I	千葉県浦安市千鳥10番地 29
	相模原物流センター	神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目3番 8号
	三重支店	三重県三重郡菰野町竹成字雁沢 3475-1
	福岡支店	福岡県糟屋郡新宮町下府二丁目8番 1号
業務の範囲	一般事業	